

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所定期事業者検査の実施期間について

2. 日時：令和5年9月15日（金）10時45分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官、
宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 マネージャー他1名

NSRR 管理課長 他2名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

○原子力規制庁から令和5年9月4日に提出された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設（JRR-3 及び NSRR）の令和4年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（終了時）での、定事検の期間についての面談を行った。

○事業者から、資料に基づき以下の説明があった。

- 定事検の実施期間については、試験炉則で定める「一定の期間」12月を超えない時期で管理している。
- JRR-3 及び NSRR は、サイクル管理を行っており、1サイクルが終了した日を定事検開始日としている。
- 運転計画を策定する際には運転期間12ヶ月を超えることがない計画として、施設の運転を停止した日を定事検の開始とし、試験炉則で定める12月を超えない期間を守るようにしている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 事業者の定事検の実施期間の管理方法については了解した。ただし、定事検報告本文と別添の実施期間の違いについては、報告書から読み取れるようにすること。
- 本件については、原子力科学研究所のみではないので、他の研究所にも展開すること。
- 定事検報告（開始時）から変更があった場合や定事検対象設備に不適合が生じた場合には、その内容について以下の点に留意し定事検報告（終了時）に記載すること。

と。

- ・ 開始時報告から変更：何がどのように変更となったのか理由も含め記載すること。
- ・ 不適合：発生日時、処置、原因及び対策について記載すること。

○事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：JRR-3 及び NSRR の定期事業者検査の期間について

以 上